

特集1 個人事業主の「税務調査対策」(備え付ける帳簿について)

日本の納税制度は自主申告が原則です。だから当然に税務調査が存在いたします。平成17年度の(個人の)所得税確定申告では大きな変化があります。調査を前提に注意点を説明いたします。

注意点1) 青色申告者の65万円控除対策

青色申告書を提出する方は、「複式簿記」をとらなければなりません。つまり、総勘定元帳と、総合仕訳帳が必要となります。(税務調査において、この二つの「主要簿」が無いと認められません。)

注意点2) 消費税の課税事業者になったなら(1000万円以上の売上なら消費税の支払い義務が生じます。)

消費税の計算方法には、簡易課税と本則課税の2つがあり、選ぶことができます。一方、取引を「税抜き処理」で仕訳すれば(伝票記入すれば)、消費税計算も税抜きで出来ます。

例：仕入れ105円の場合

仕入 100円	現金 100円
仮払い消費税 5円	現金 5円

※ 税額計算も税抜きだと少ないし、基準年度売上(1000万円を超えるかの判定)でも税抜きだと有利。

具体的対策!! (手書きだけの帳簿ではもう無理!)

上記1、2において、主要簿が無いと、調査において否認を受けます。又消費税では税抜き処理をとるならば、「仮払消費税」「仮受消費税」の科目を作る必要があります。

だから、パソコン入力が必要です。 要 ご検討! (ご相談ください)

特集2 企業防衛の実践

現実に会社の経理とにらみ合わせて、無駄の無い法人用の保険の導入を検討いたします。(借入金の返済や、設立5年以上の会社の退職金の原資に使います。)

※今ご加入の保険が、『適正なものかどうか?』『損をしていないか?』、すぐに確認をしましょう!

特にいま流行の「利率変動型積立終身保険(アカウント型保険)」は、必ずしもニーズを満たしているとは言えません!

確定申告時は保険の見直しの良い機会です。是非無駄、無理の見直しをしましょう！
※保険証券の回収及び見直しは、当事務所にて行います。担当者にご相談ください。